

公立大学法人名古屋市立大学公的研究費不正防止計画
(令和7年度版)

1 目的

公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）を踏まえ、「名古屋市立大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程」に定める競争的研究費等を適正に運営及び管理するために実施すべき事項を定めることとする。

2 運営、管理体制について（名古屋市立大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程 第4条）

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、研究を担当する理事をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、部局における競争的研究費等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、部局の長をもって充てる。
- (4) コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、日常的に目が届き、かつ、実効的な管理監督を行うものとし、各部局で選出された教員又は室長若しくは課長をもって充てる。

3 役割について

- (1) 最高管理責任者は、
 - ① 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
 - ② 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
 - ③ 啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

- (2) 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、
 - ① 自らが掌理する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - ② 不正防止を図るため、部局等内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - ③ 自己の管理監督又は指導する部局等において定期的に啓発活動を実施する。
 - ④ 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- (4) コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、実効的な管理監督を行う。
- (5) 監事は、
 - ① 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。
 - ② モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

4 実施すべき対策

項目	不正防止のための視点	対策
機関内の責任体系の明確化	責任及び権限について	<p>研究費の運営・管理に関する責任者やそれぞれの権限が不明瞭である。</p> <p>【令和7年度継続する主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連規程等を整備する。 ・ 本学ウェブサイトにて、責任体系を公開する。 ・ 研究不正防止対策委員会において、統括管理責任者の研究を担当する理事より本計画の改正及び運用開始について周知する。 ・ 内部統制及び不正防止計画の取組状況について、監事からの意見聴取体制を継続し、必要に応じて、より実効性のある運用方法を検討する。
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	意識の向上	<p>競争的研究費等公的研究費に対する規範意識が低い。</p> <p>【令和7年度継続する主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連規程等を整備する。 ・ 関連規程、指針、ハンドブックのウェブサイト掲載について周知する。 ・ 全教職員を対象にコンプライアンスに対する意識を高めることを目的としたコンプライアンス通信において、研究費の不正等に関する事例を適宜掲載し、発行する。 ・ 公的研究費不正使用防止説明会を開催し、教員や事務職員を対象として、不正の態様例、事例、本学の研究費の使用ルール等を説明する。 ・ 競争的研究費等の運営管理に関わる全ての教職員等に対し、公的研究費の取扱いについての教育訓練をeラーニングにより実施する。 ・ 公的研究費不正使用防止説明会受講者に対して、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき誓約書の提出を求める。 ・ 公的研究費不正使用防止説明会の受講と誓約書の提出を同時に行うことにより、遵守事項等の意識付けを図る。

適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	研究費の使用ルール	研究費の使用ルールとその運用が乖離する。	<p>【令和7年度継続する主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連規程等を整備する。 ・ 教職員等を対象としたアンケート調査、ヒアリング又はモニタリング等を実施し、研究費の執行状況について実態把握に努める。 ・ 実態とルールに乖離がある場合は、適切な指導を行うとともに、必要に応じて規程等ルールを見直す。 ・ 内部監査において度々指摘されている事項について、効果的な再発防止策を実施する。 ・ 公的研究費使用にあたっての誓約書の提出率を100%にする。
研究費の適正な運営・管理活動	物品費 (納品・検収)	物品の調達について、ルールの理解・周知が不十分であると不正使用が発生しやすい。	<p>【令和7年度新規】</p> <p>①コンプライアンス推進室が定期的に発行している「コンプライアンス通信」において、請求書払い・立替払いをはじめとする各種支払いのルールをテーマにした号を制作し周知する。 ⇒令和5・6年度内部監査での指摘事項を踏まえた対応。</p> <p>【令和7年度継続する主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規程に定めた発注者以外の検収員による検査確認を徹底する。 ・ 隨時、実地調査を行うなど、検査確認の状況について実態の把握に努め、必要に応じて、検査確認制度の改善等を実施する。 ・ 物品の調達手続を掲載した名古屋市立大学研究費使用ハンドブックを本学ウェブサイトに掲載し、周知する。 ・ 競争的研究費等により研究費の支援を受ける学生等に対してルールの周知をする。
	寄付手続	備品・図書の寄付手続が、確実に実施されているかどうかをチェックできる体制がない。	<p>【令和7年度継続する主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科研費で購入した備品・図書の寄付手続についての周知を徹底する。 ・ 科研費等モニタリングにより調査し、不備があれば指導する。

研究費の適正な運営・管理活動	旅費 (出張事実の確認)	出張の事実確認について、ルールの理解・周知が不十分であると不正使用が発生しやすい。	<p>【令和7年度継続する主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公立大学法人名古屋市立大学旅費に関する規程」等に準じた手続の周知を徹底する。 旅費執行の方法を掲載した名古屋市立大学研究費使用ハンドブックを本学ウェブサイトに掲載し、周知する。 旅費執行の方法については、「公立大学法人名古屋市立大学旅費に関する規程」等に準じて行い、国外・国内出張とも、日程や目的等を記入した出張報告書の提出を義務付けることで出張の検証を行う。 出張の事実確認として、以下①②の添付を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ①航空券の半券等（紛失等で添付できない場合は理由書） ②学会発表等に参加する場合は、そのプログラム等 競争的研究費等により旅費等の支援を受ける学生等に対してルールの周知をする。
研究費の適正な運営・管理活動	謝金 (給与支払いにおける勤務実態の把握)	給与支払いに係る勤務管理について、ルールの理解・周知が不十分であると不正使用が発生しやすい。	<p>【令和7年度継続する主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務職員等の第三者による勤務実態の把握のため、出勤状況について、謝金を支払う研究代表者・研究分担者以外の者が確認した上で、記名、押印をする。 給与支払いに係る勤務管理の方法を掲載した名古屋市立大学研究費使用ハンドブックを本学ウェブサイトに掲載し周知する。 競争的研究費等により謝金等の支援を受ける学生等に対してルールの周知をする。
	予算執行状況の把握	予算執行状況が適切に把握できず、年度末に予算執行が集中する。	<p>【令和7年度継続する主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に予算執行状況を把握するとともに、計画と大幅な乖離等がある場合は、是正の指導をすることにより年間を通じたバランスある予算執行を実現する。 繰越制度の周知を行う。 年度の途中で、競争的研究費の執行状況をコンプライアンス推進責任者あて通知し、予算執行状況や研究計画の遂行状況を確認し必要な対応をとるよう依頼する。

	換金性の高い物品の適切な管理	換金性の高い物品について、ルールの理解・周知が不十分であると不正使用が発生しやすい。	<p>【令和7年度継続する主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争的研究費で購入した一式10万円以下のパソコン及びタブレットについては、換金性の高い物品の対象物品とし、管理台帳への記帳及び物品番号票の貼付により管理を行う。 モニタリング監査時に管理方法等について実査を実施する。 10万円以上の備品については大学規程に基づき少額備品、50万円以上は固定資産として管理する。
情報の伝達を確保する体制の確立	通報窓口の設置	学内外から通報（告発）を受ける窓口について。	<p>【令和7年度継続する主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査室を、内部通報及び相談に関する窓口並びに研究上の不正行為申立て窓口として、本学ウェブサイトにて周知する。
	教職員への規範やルールの理解度の向上	競争的研究費等公的研究費の使用に関する理解度が希薄である。	<p>【令和7年度継続する主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連規程等を整備する。 新規採用教員や事務職員を対象とした公的研究費不正使用防止説明会を開催する。 競争的研究費の運営管理に関わる全ての教職員等に対し、競争的研究費等の取扱いについての教育訓練をeラーニングにより実施する。 国のガイドラインの変更等に合わせて名古屋市立大学研究費使用ハンドブックを随時改訂する。
	相談窓口の設置	研究費の使用、事務処理手続に関する相談窓口について。	<p>【令和7年度継続する主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究推進課を競争的研究費等の事務処理手続等に関する窓口とし、研究費の適正な使用に関する助言・指導を行い、理解が不十分であることによる不正使用等を防止する。
モニタリングの在り方	定期的な監査の実施	監査結果の活用が不十分である。	<p>【令和7年度継続する主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長直轄の内部監査部署である監査室において、監査計画に基づき、リスク要因を考慮し対象課題を選択したうえで、定期的に内部監査を実施し、その結果を監査報告書にまとめ、理事長及び役員に報告するとともに、監事と共有し意見聴取を行う。 内部監査の結果、問題点があった場合、監査報告書において指摘し、改善のための対策、提案等を講じるよう対象部局等に通知する。通知を受けた部局等は具体的な対応策を検討のうえ措置等を実施するとともに措置状況を監査室へ報告する。なお、監査結果及び

		<p>措置状況については、学内イントラで公表し、全学で共有することにより、再発防止に繋げる。</p>
定期的なモニタリングの実施	内部監査以外のモニタリングが不十分である。	<p>【令和7年度継続する主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究活動を支援する部署である研究推進課において、競争的研究費等の執行に関するモニタリングを行う。 ・ コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス推進副責任者と協力して、競争的研究費等の執行に関するモニタリングを行う。

5 これまでの取組み実績(参考)

平成 20 年 3 月 31 日制定平成 21 年 4 月 1 日改正、平成 25 年 4 月 1 日改正、平成 26 年 4 月 1 日改正、平成 27 年 4 月 1 日改正、平成 28 年 4 月 1 日改正、平成 29 年 6 月 5 日改正、平成 30 年 6 月 4 日改正、令和元年 6 月 3 日改正、令和 2 年 6 月 15 日改正、令和 3 年 11 月 1 日改正、令和 4 年 7 月 4 日改正、令和 5 年 8 月 2 日改正、令和 6 年 12 月 11 日改正

項目		不正防止のため の視点	対策
機関内の責任体 系の明確化	責任及び権限 について	研究費の運営・管理に 関する責任者やそれぞ れの権限が不明瞭であ る。	<ul style="list-style-type: none">「公的研究費の適正な運営及び管理を行う責任者等の設置に関する規程」において、責任 体系を明確にした。 (平成21年度)本学ウェブサイトにて、責任体系を公開した。 (平成21年度)「公的研究費の適正な運営及び管理を行う責任者等の設置に関する規程」を廃止し、責任 体系のみでなく、適正に運営及び管理するための事項を詳細に示した「名古屋市立大学に おける競争的研究費等の取扱いに関する規程」を制定した。 (平成25年度)監事の役割を明確にし、不正防止計画及び研究不正に関する内部統制において意見聴取の 体制整備を行った。 (令和3年度)
適正な運営・管 理の基盤となる 環境の整備	意識の向上	競争的研究費等公的 研究費に対する規範 意識が低い。	<ul style="list-style-type: none">研究者、事務職員等の意識向上を図るため、「名古屋市立大学における研究倫理に関する 指針」を制定した。 (平成 20 年度)研究費不正が教員や大学に深刻な影響を及ぼすことにも言及した名古屋市立大学研究費使 用ハンドブックを作成した。 (平成 24 年度)すべての教員に対して、研究費の原資は、税金や本学に託された民間研究費であることを 認識し、その使用に関する説明責任を自覚する旨の、確認書の提出を求めた。 (平成 25 年 度)確認書にかえて「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基 準）」改正にあわせ内容を修正した誓約書を策定し新規採用教員に対し提出を求めた。 (平成 26 年度)取引の多い業者から競争的研究費等に係る適正な取引についての誓約書の提出を求めた。

			<p>(平成 26 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究費等の運営管理に関わるすべての教職員等に対し、誓約書の提出を求めた。 <p>(平成 27 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成員に対して、より実効的な管理監督、改善指導を行うため、上記説明会の欠席者、e ラーニング未受講者、誓約書未提出者の把握時期及び回数について見直しを行った。 (平成 30 年度) ・e ラーニングについて、より適切な受講内容とするため、コース設定の見直しを行った。 <p>(令和元年度)</p>
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	研究費の使用ルール	研究費の使用ルールとその運用が乖離する。	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査において度々指摘されている事項について、効果的な再発防止策を実施した。 <p>(令和元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正使用防止のための名古屋市立大学研究費ハンドブックの内容を見直した。 (令和 2 年度) ・公的研究費使用にあたっての誓約書の提出率 100% を達成するための取組みを行った。 <p>(令和 2 年度)</p>
研究費の適正な運営・管理活動	物品費 (納品・検収)	物品の調達について、ルールの理解・周知が不十分であると不正使用が発生しやすい。	<ul style="list-style-type: none"> ・検査確認の方法についてルールを定め、周知した。 (平成 20 年度) ・不正使用防止のための名古屋市立大学研究費使用ハンドブックを作成した。 (平成 24 年度) ・物品、役務等の調達ルール及び検査確認制度等について、名古屋市立大学研究費使用ハンドブックの改訂等により、改めて周知した。 (令和 4 年度) ・英文校正の検査確認について、より効率的な方法を検討した。 (令和 4 年度) ・物品、役務契約の分割発注について改めて注意を促す文書を作成し周知した。 (令和 5 年度)
	寄付手続	備品・図書の寄付手続が、確実に実施されているかどうかをチェックできる体制	<ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費補助金等で購入した図書について、寄付手続が確実に実施されるよう、すべての図書を購入時に大学に寄付することとし、必要であれば従来からの制度に基づき教員に長期貸出を行うよう手続等を改正した。 (平成 25 年度)

		がない。	
研究費の適正な運営・管理活動	旅費 (出張事実の確認)	出張の事実確認について、ルールの理解・周知が不十分であると不正使用が発生しやすい。	・不正使用防止のための名古屋市立大学研究費使用ハンドブックを作成した。 (平成 24 年度)
研究費の適正な運営・管理活動	謝金 (給与支払いにおける勤務実態の把握)	給与支払いに係る勤務管理について、ルールの理解・周知が不十分であると不正使用が発生しやすい。	・不正使用防止のための名古屋市立大学研究費使用ハンドブックを作成した。 (平成 24 年度)
	予算執行状況の把握	予算執行状況が適切に把握できず、年度末に予算執行が集中する。	・予算執行状況を把握し、研究費の適正な執行を促すための体制を整備した。
	換金性の高い物品の適切な管理	換金性の高い物品について、ルールの理解・周知が不十分であると不正使用が発生しやすい。	・換金性の高い物品の管理方法等についてルールを定め、周知した。 (平成 29 年度) ・支払処理後に財源が変更された換金性の高い物品について、財務会計システムを活用して状況を把握し、対象の課室に対し登録を促した。 (令和 4 年度)
情報の伝達を確保する体制の確立	通報窓口の設置	学内外から通報（告発）を受ける窓口について。	・「公立大学法人名古屋市立大学内部通報・相談に関する規程」にもとづき、内部通報および相談に関する窓口として、監査評価室（現監査室）を内部通報相談窓口と定めた。 (平成 20 年度) ・「名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程」にて、監査評価室（現監査室）を、不正行為申立て窓口と定めた。 (平成 19 年度)

	教職員への規範やルールの理解度の向上	競争的研究費等公的研究費の使用に関する理解度が希薄である。	<ul style="list-style-type: none"> ・科研費に関する質疑応答集等を作成し、科学研究費助成事業使用手引きや名古屋市立大学研究費使用ハンドブックとともに、本学ウェブサイトにて周知することにより、研究費のより適正な執行を図った。 ・不正の起りうる要因や背景について、把握・分析し、対策を検討するとともに、不正要因や背景を明示した名古屋市立大学研究費使用ハンドブックを作成し、全教員に配付することで、さらなる注意喚起を行った。（平成 24 年度） ・一部の補助金の基金化などの科学研究費制度の改正を受けて、科学研究費補助金使用手引きを廃止し、科学研究費助成事業使用手引きに改訂した。（平成 25 年度）
	相談窓口の設置	研究費の使用、事務処理手続に関する相談窓口について。	<ul style="list-style-type: none"> ・学術課を競争的研究費等の事務処理手続等に関する窓口とし、研究費の適正な使用に関する助言・指導を行うこととした。（平成 21 年度）
モニタリングの在り方	定期的な監査の実施	監査体制の整備が不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> ・監査室において、監査計画に基づき、リスク要因を考慮し対象課題を選択したうえで、定期的に行われる内部監査について、結果をまとめた監査報告書を監事と共有し、意見聴取を行う体制を整備した。（令和 3 年度）
	定期的なモニタリングの実施	内部監査以外のモニタリングが不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> ・学術課及びコンプライアンス推進責任者による、競争的研究費等の執行に関するモニタリング体制を整備した。